

(原案)

第3次 田原市 行政改革大綱

共感と連携による

改革のステップアップ

目 次

1	行政改革の概要	1
	(1) 行政改革の目的・背景	1
	(2) 行政改革の取組経過	2
2	田原市の現状	3
	(1) 人口構造の変化	3
	(2) 財政状況	5
	(3) 職員数の状況	9
	(4) 公共施設の状況	9
3	第3次田原市行政改革大綱の基本方針	10
	(1) 基本方針	10
	(2) 改革期間	11
	(3) 改革項目の体系	12
4	行政改革の推進	14
	(1) 推進体制	14
	(2) 進行管理	14
	(3) 進捗状況の公表	14
5	改革項目のアクションプラン（実行計画）	15
6	参考資料	43
	(1) 策定体制	43
	(2) 策定経過	43

(1) 行政改革の目的・背景

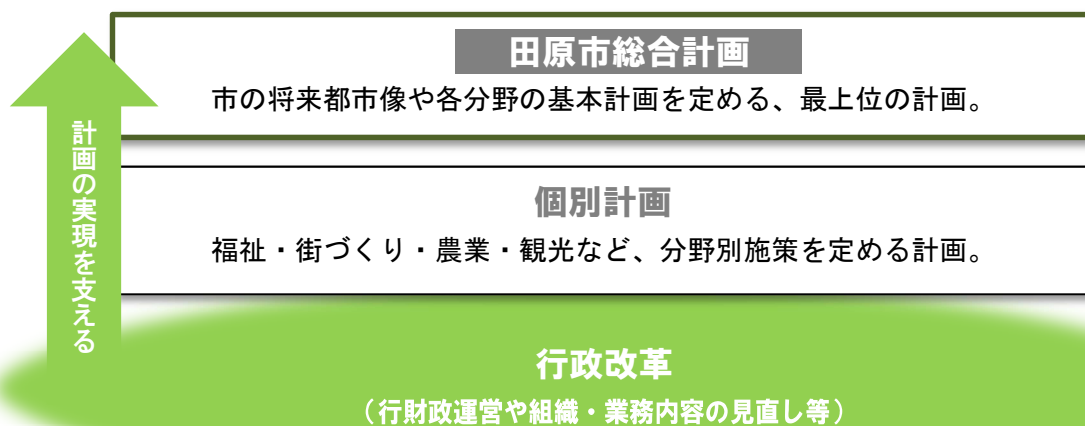
- ◆急速に進む人口減少と少子高齢化、不安定な経済状況など、取り巻く社会情勢は厳しさを増しています。
- ◆こうした中で、緊要度の高い防災対策や少子高齢化対策などのほか、公共施設維持補修費の縮減、学校再編など、取り組まなければならない課題が山積しています。
- ◆他方では、持続可能で住みよいまちづくりのため、都市基盤や公共交通網の整備、産業振興や環境保全など、将来の地域活力につなげる取組に対し、必要な投資を行う必要があります。

《合併による行政改革》

- ◆現在の田原市は、平成15年と平成17年の2度の合併を経て形づくられてきました。「合併は最大の行政改革」といわれるとおり、この合併により、行財政基盤の強化と事務の効率化、組織のスリム化が着実に図られています。
- ◆また、合併効果の発揮・定着のため、これまで第1次田原市行政改革大綱（H17-H21）、第2次田原市行政改革大綱（H22-H26）により、行財政運営の見直しに継続して取り組んできました。

《総合計画実現のために》

- ◆改定版第1次田原市総合計画における、まちづくりの理念『みんなが幸福を実現できるまち』と、将来都市像『うるおいと活力のあるガーデンシティ』を実現するためには、前述の課題に対応しながら、総合計画や分野ごとの個別計画に掲げるさまざまな施策を推進し、市の活性化を図っていかねばなりません。
- ◆したがって、それら施策の推進を下支えする行財政運営の改革に、継続して取り組んでいく必要があります。



(2) 行政改革の取組経過

◆田原市における行政改革の主な取組経過は、以下のとおりです。

《第1次田原市行政改革大綱》

- 平成18年3月「第1次行政改革大綱（改革期間：平成17～21年度）」策定
→6つの基本目標と目標を達成するための22の改革項目、57の取組内容で構成
- 第1次行政改革大綱に基づく主な取組成果

H17 年度：調整手当廃止等職員手当の見直し、市営施設管理協会の廃止
H18 年度：定員適正化計画策定、指定管理者制度の導入、投票区再編の実施、パブコメ実施
H19 年度：事務事業評価の実施、補助金見直しガイドラインの策定
H20 年度：施策評価の試行実施、福祉タクシー・バス料金制度の見直し
H21 年度：機構改革(組織のスリム化、グループ制度の導入等)の実施

《第2次田原市行政改革大綱》

- 平成22年3月「第2次行政改革大綱（改革期間：平成22～26年度）」策定
→5つの基本目標と目標を達成するための20の改革項目、30の取組内容で構成
- 第2次行政改革大綱に基づく主な取組成果

H22 年度：公共事業コスト構造改善プログラム策定、補助金適正化ガイドライン策定
H23 年度：東三河滞納整理機構設立、渥美半島観光ビューロー設立、広告取扱要綱策定
H24 年度：コンビニ収納開始、社会福祉協議会基盤強化計画策定、パスポート発行開始
H25 年度：公共施設白書発行、リサイクルプラザ廃止
H26 年度：漆田保育園民営化、新給食センター運営開始

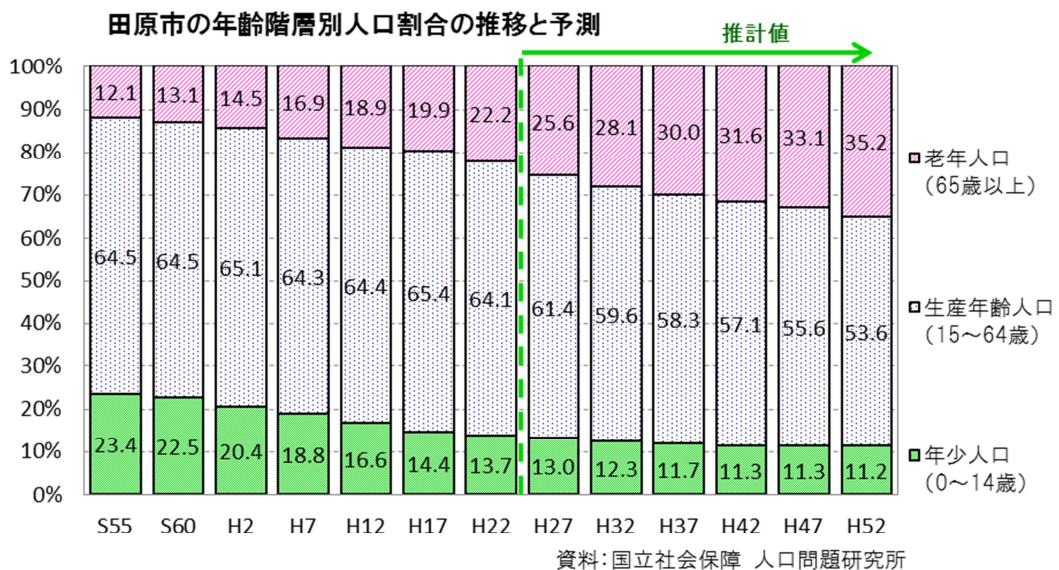
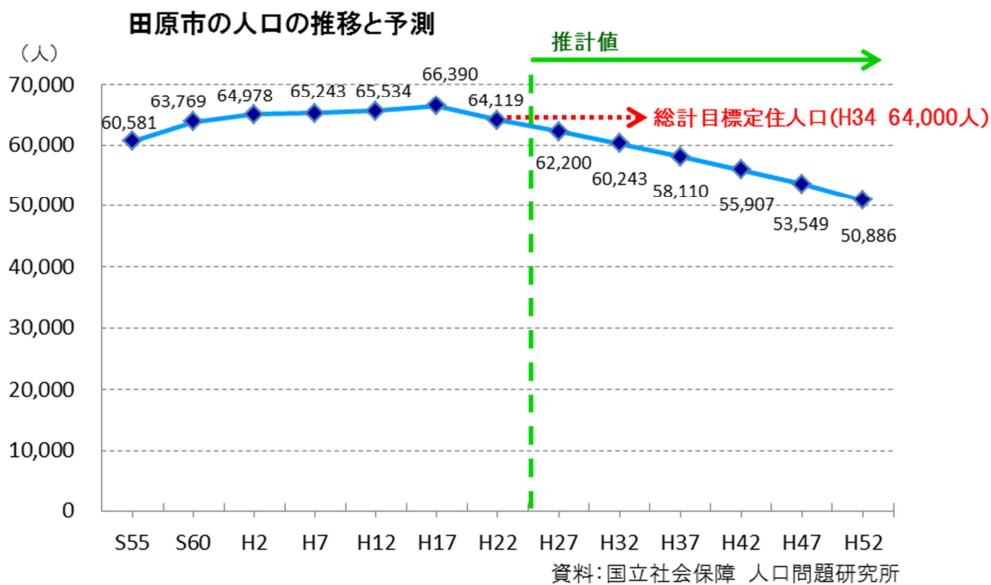


◆行政改革の前提となる、田原市を取り巻く現状について認識する必要があります。

(1) 人口構造の変化

◆改定版第1次田原市総合計画では、人口増加に寄与する諸施策に取り組むことで、総人口の維持を図るとしていますが、政策人口を加味しない人口推計の場合、平成52年には50,886人まで減少すると予測されています。

◆年齢構成別で見ると、年少人口の割合は、現在の13.7%から、平成52年には11.2%に、老年人口割合は、現在の22.2%から、平成52年度には35.2%になると見込まれており、高齢化が一層進むと予測されています。

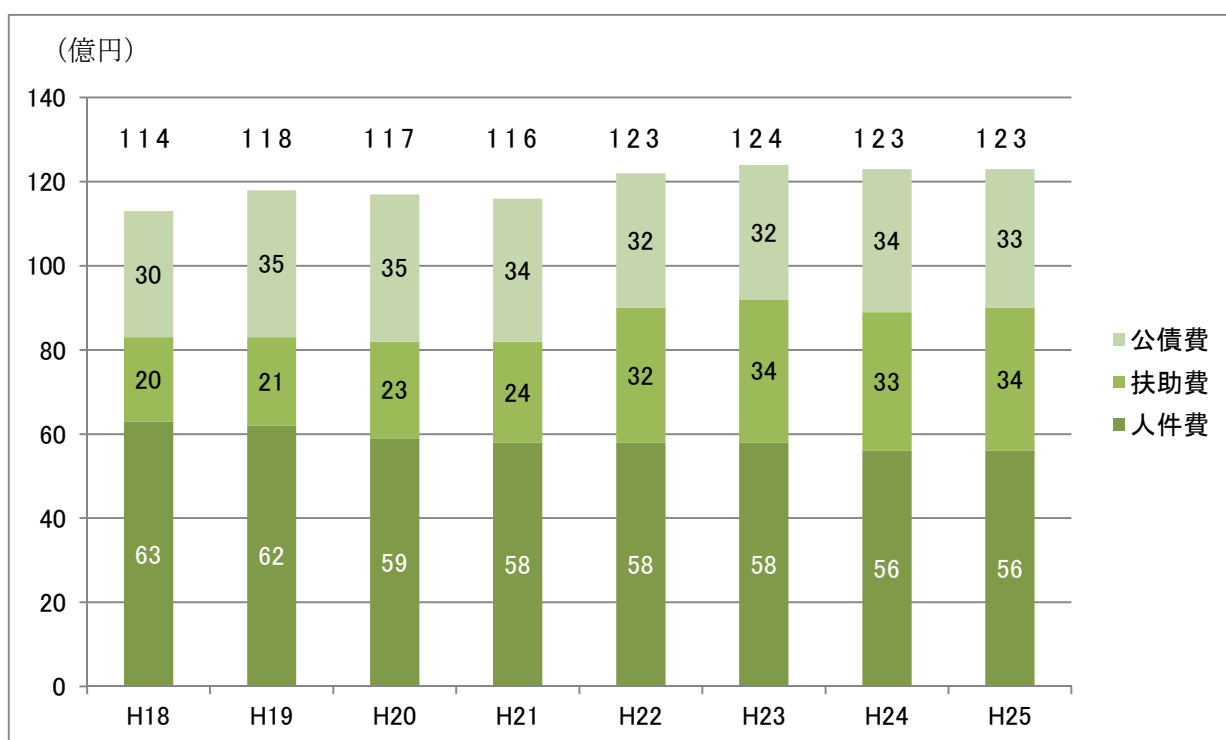


※単位未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。

《人口減少・少子高齢化の影響》

- ◆人口減少と少子高齢化の影響としては、生産年齢人口の減少による地域経済（主に農業・工業）の停滞があげられます。
- ◆人口減少や経済活動の停滞により、税収の減少が懸念されます。
- ◆高齢化の進展は、扶助費など社会保障費の増加を招き、財政運営を圧迫します。
- ◆歳出総額に占める扶助費の割合が増加すると、他の事業（特に投資的経費）に充てられる金額は限られます。

《義務的経費（一般会計）決算額の推移》



資料：田原市決算

* 単位未満四捨五入のため合計が合わない場合があります。

【義務的経費】 地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費のこと。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされる。歳出に占める義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、比率が高くなると財政の硬直度は高まるとされている。

【扶助費】 社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者に対して行う支援に要する経費のこと。

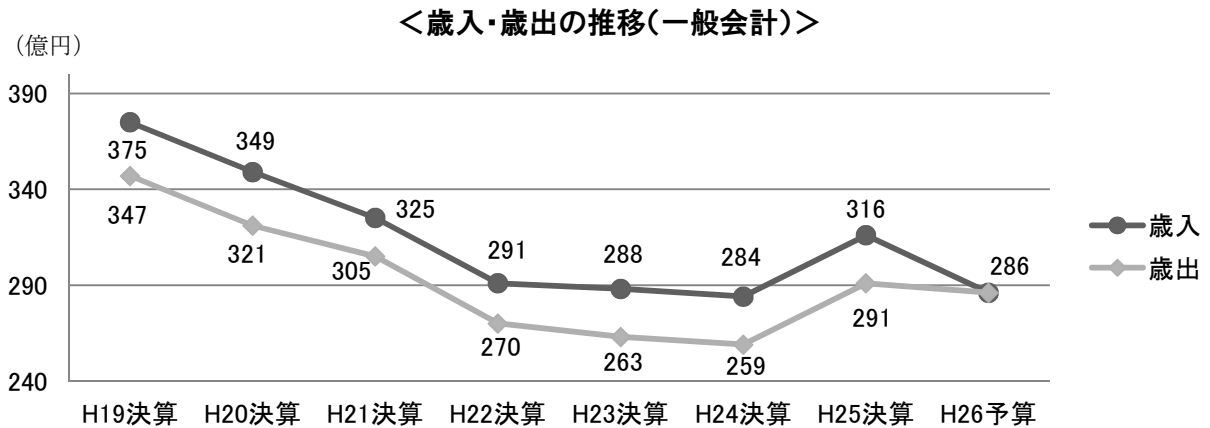
【公債費】 地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計。

【投資的経費】 道路、学校、公園などの公共施設の建設や用地取得、維持補修などに必要となる経費のこと。普通建設事業費。

(2) 財政の状況

《歳入・歳出の推移》

- ◆歳入決算額は、平成19年度の375億円をピークに、世界同時不況の影響により減少し、平成22年度以降は290億円前後で推移しています。
- ◆合併による普通交付税の特例措置が、平成26年度から段階的に縮小し、平成32年度をもって終了することや、現在の経済情勢、生産年齢人口の減少を踏まえると、今後も大幅な増加を見込むことは難しいと考えられます。



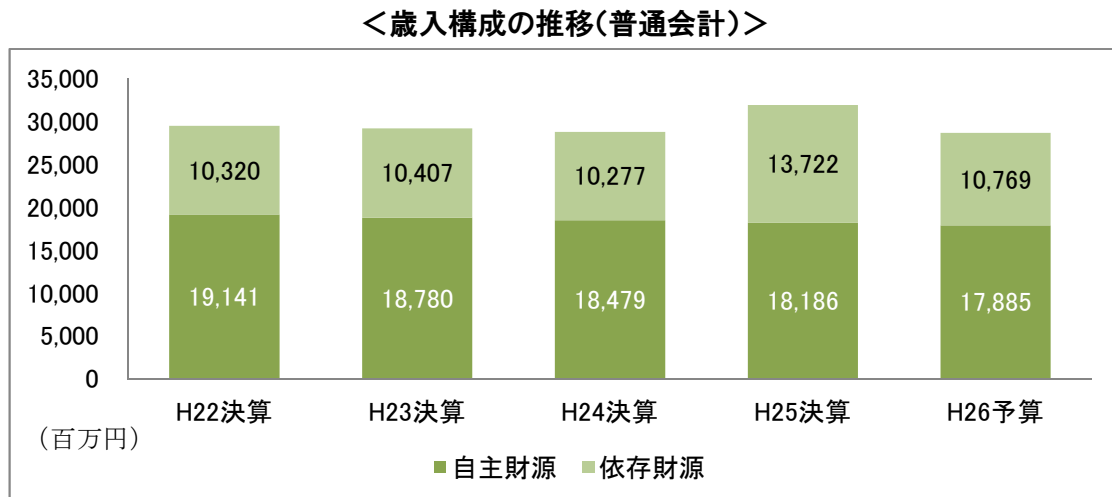
*数値は億円未満を切り捨て。

*平成19～25年度は決算額、26年度は当初予算額。

資料：財政課

《歳入の構成》

- ◆自主財源のおよそ8割を占める市税は、景気回復傾向にあるため、今後若干の増加が見込まれますが、地方交付税は、合併による普通交付税の特例措置の終了に伴い、平成26年度以降、段階的に減少する見込みです。



*数値は百万円未満を切り捨て。

*平成22～25年度は決算額、26年度は当初予算額。

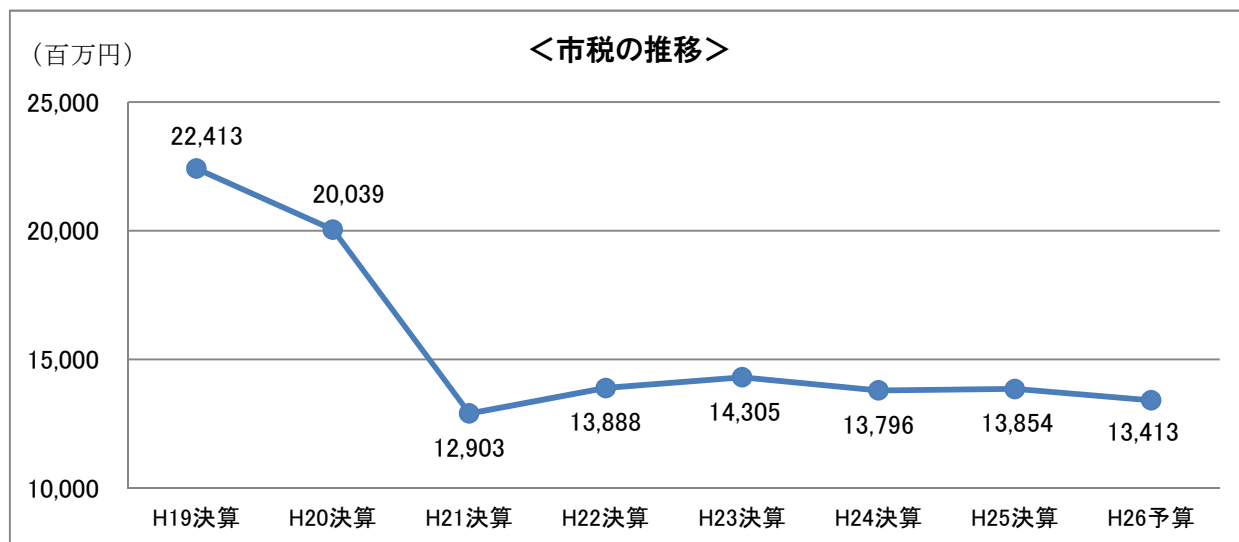
資料：財政課

【自主財源】 市税など、地方自治体が自主的に調達できる収入のこと。

【依存財源】 地方自治体が国や県などに依存して調達している収入のこと。

《市税の推移》

- ◆ゆるやかな景気回復により、法人市民税が若干の増加傾向にありますが、社会情勢や景気動向により変動すると考えられます。
- ◆なお、法人市民税は、地方法人税の創設に伴い、税率が引き下げとなります。

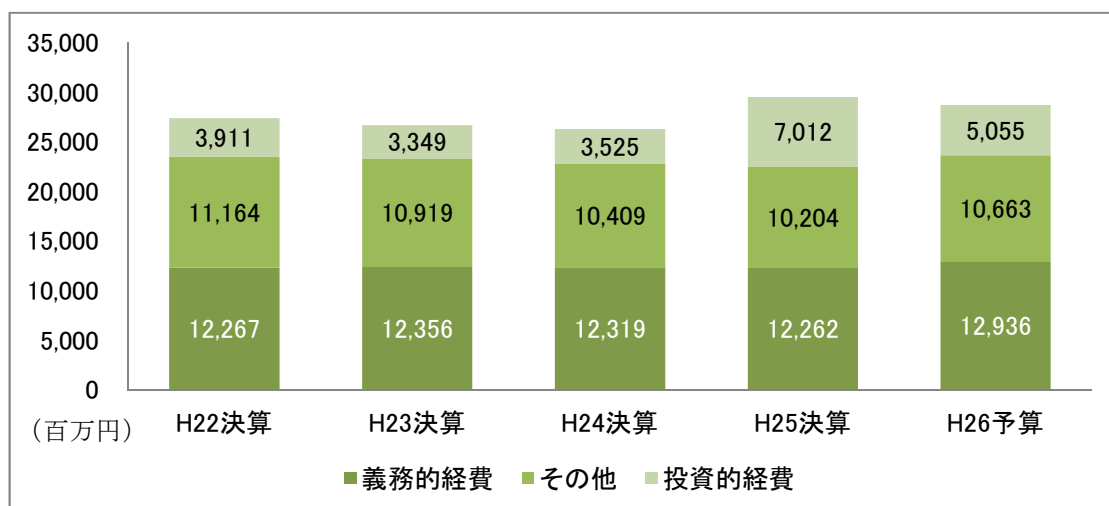


* 数値は百万円未満を切り捨て。
 * 平成 19～25 年度は決算額、26 年度は当初予算額。

《歳出の構成》

- ◆義務的経費に占める扶助費の割合が年々増加しており、高齢化の進展とともに、この傾向は今後も続くと考えられます。(※4頁のグラフ参考)
- ◆同じく義務的経費に含まれる人件費は、職員数の減少により、また公債費は、市債借入の縮小により今後は減少すると見込まれています。(※4頁のグラフ参考)

＜歳出構成の推移＞

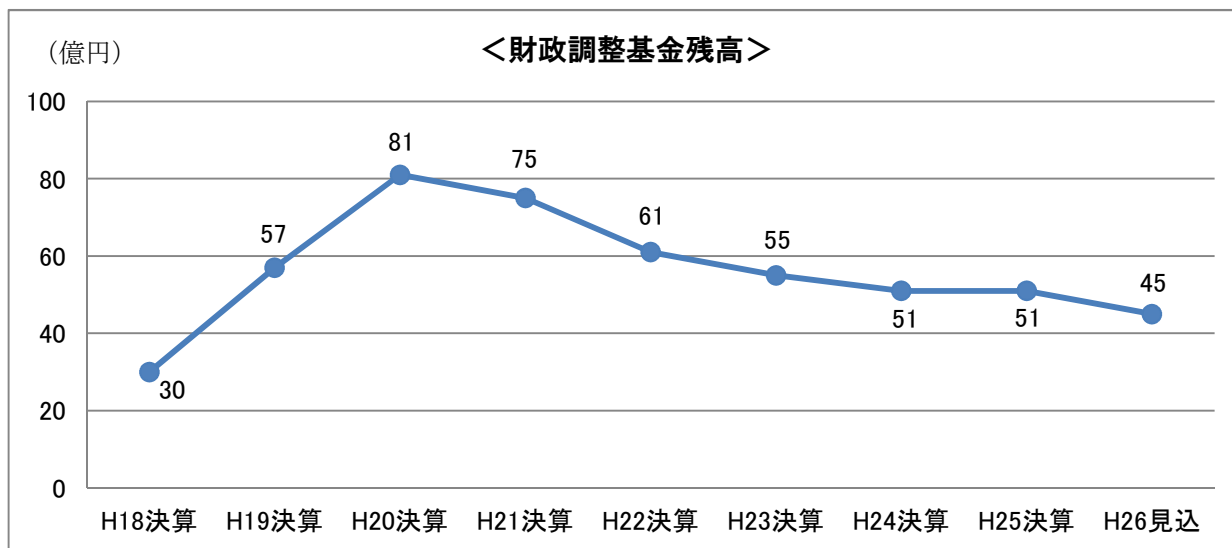


* 数値は百万円未満を切り捨て。
 * 平成 22～25 年度は決算額、26 年度は当初予算額。 資料：財政課

【義務的経費】【投資的経費】の用語解説は 4 頁参照。

《財政調整基金の残高》

◆ 税収が好調だった時期に基金を大幅に上積みしましたが、世界同時不況による税収減の影響を最小限にとどめるため、近年は基金の取り崩しを行っています。



* 数値は億円未満を切り捨て。

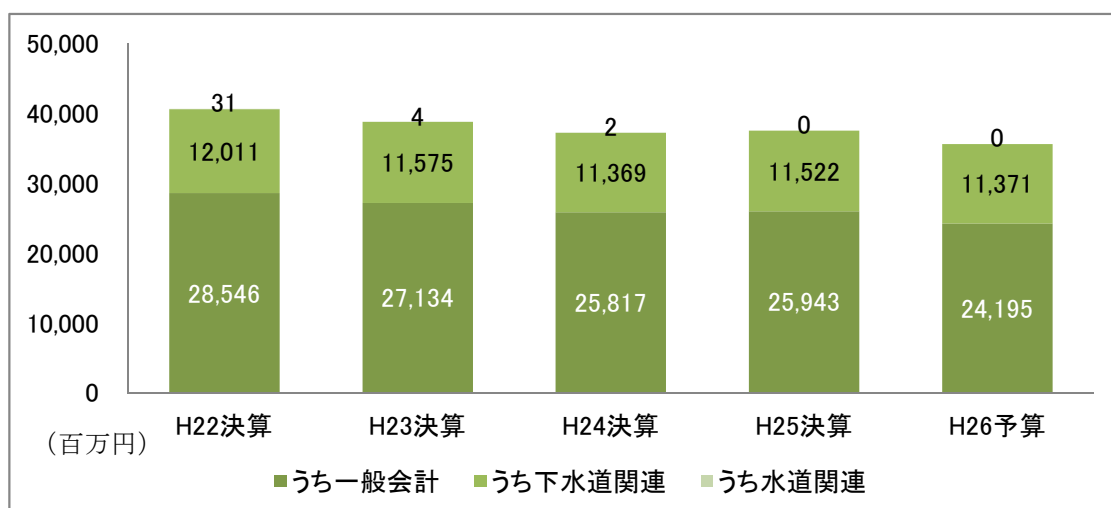
* 平成 18～25 年度は決算額、26 年度は当初予算額。

【財政調整基金】 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てている基金のこと。

《市債（地方債）の残高》

◆ 市債残高は、合併関連事業の完了と合併特例債発行額の減少・償還により、徐々に減少しています。（事業の進捗により年度ごと変動があります）

<市債残高の推移>



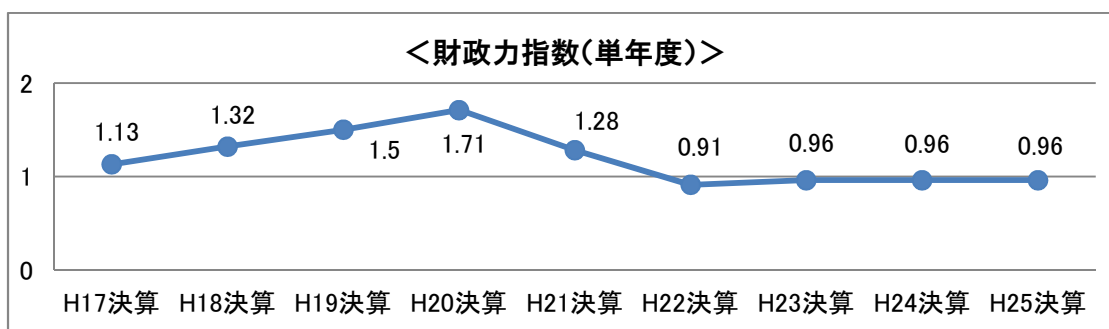
* 数値は百万円未満を切り捨て。

* 平成 22～25 年度は決算額、26 年度は当初予算額。 資料：財政課

【市債（地方債）】 市が主に施設整備等のために長期にわたって借り入れる資金のこと。

《財政力指数》

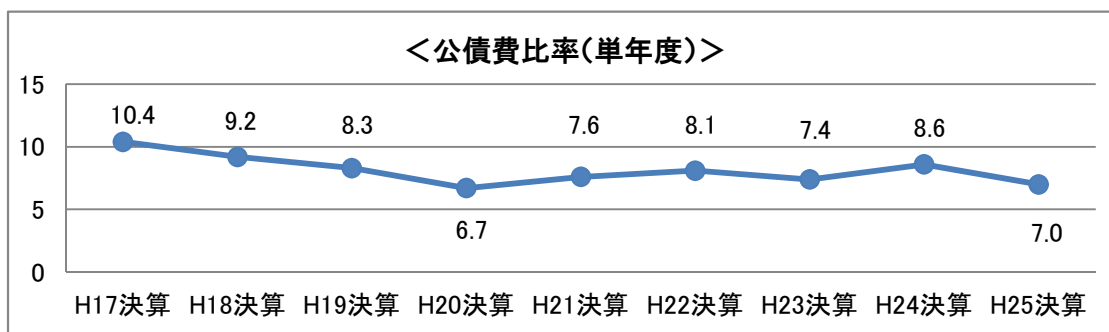
◆臨海部の企業の成長に支えられ、平成20年度の1.71をピークに右肩上がりでも推移してきましたが、世界同時不況以降の税収減少により、平成22年度以降は1.0を割り込む状況となっています。



【財政力指数】 地方公共団体の財政の富裕度を示す指標として用いられ、1.00を超えるほど財源（自主財源）に余裕があるとされている。

《公債費比率》

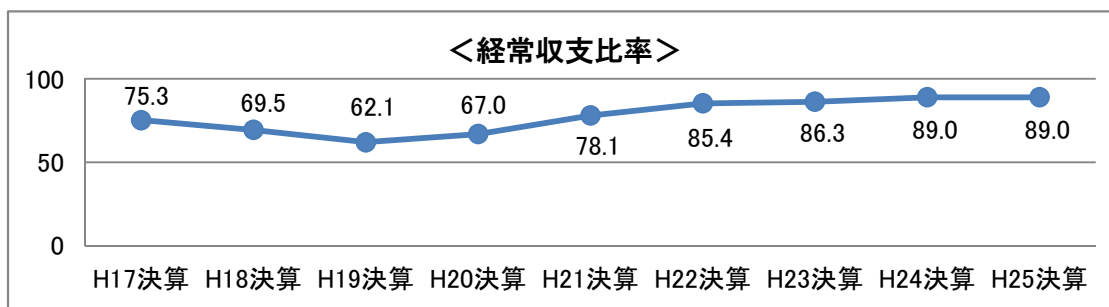
◆適正とされる範囲で推移しています。大型事業の実施による地方債等の借入れで多少の変動は見込まれますが、借入抑制による改善を図っています。



【公債費比率】 地方債（市債）の元利償還金等の一般財源（地方税、地方交付税など）に占める割合。財政構造の弾力性を判断する指標で、通常10%を超えないことが望ましいとされている。

《経常収支比率》

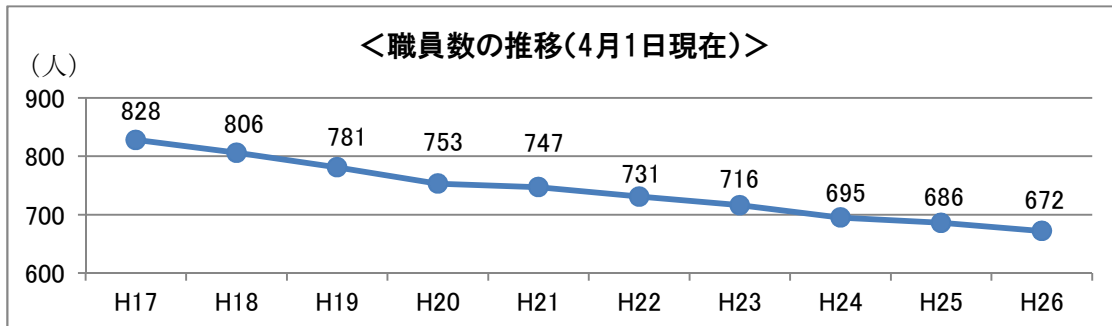
◆市税が減少し、また、高齢化の進展により扶助費が増加する中、財政の弾力性が低下しているため、人件費の縮減、公債費の抑制を図っています。



【経常収支比率】 人件費、扶助費、公債費などの経常経費の額が、市税などの経常一般財源に占める割合。低いほど、財政構造の弾力性がある。都市部の一般的な基準は70%～80%とされている。

(3) 職員数の状況

- ◆田原市定員適正化計画（平成19年3月策定）に基づき、計画的な定員管理を行った結果、計画に掲げる目標値657人（平成27年4月1日）に対し、平成26年4月1日現在で672人と、おおむね順調に進んでいるといえます。
- ◆ただし、削減により自治体能力や市民サービスの低下を招かないよう、高い意欲と資質を持った職員の確保と育成を図るとともに、一律に削減を進めるのではなく、職種毎に必要なとされる適正な職員数の確保が求められています。

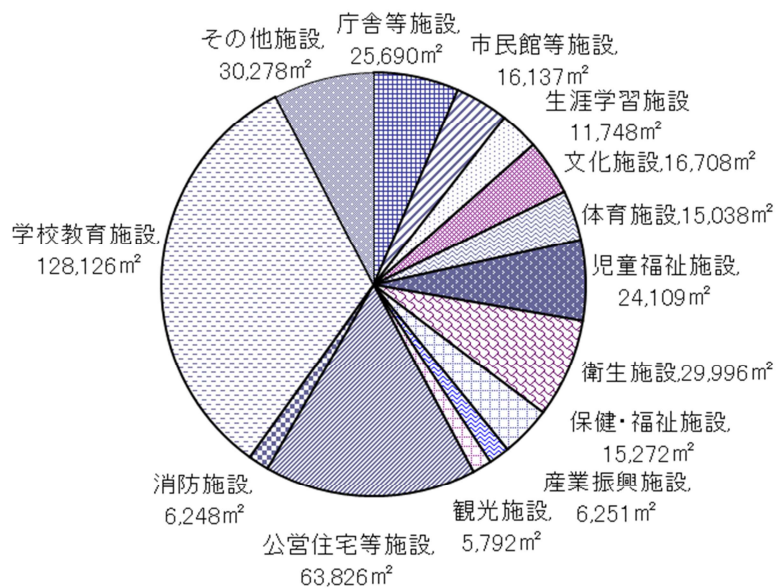


資料：人事課

(4) 公共施設の状況

- ◆市が保有する公共施設は、平成24年度末で、366施設・延床面積39万5,218㎡となっています。
- ◆最も多い学校教育施設が約12万8千㎡で全体の約3分の1、次いで公営住宅等施設が6万3,826㎡で続きます。平成24年度決算における全施設の維持補修費等は、約8億円となっています。
- ◆市が保有する全ての公共施設をそのまま維持する場合、必要となる将来の修繕・改修・建替費用（耐用年数を60年と設定）は総額で2,024億円、将来50年間の平均費用は年間約40億円となり、予算確保は困難が予想されます。

<公共施設の種別面積>



資料：田原市公共施設白書（平成25年度）

(1) 基本方針

普遍的な方向性

- ◇ まちづくりの理念 「みんなが幸福を実現できるまち」(第1次田原市総合計画)
- ◇ 田原市の将来都市像 「うるおいと活力のあるガーデンシティ」(第1次田原市総合計画)
- ◇ 改革の理念 「有徳、独立、創意工夫」(渡辺華山の教え)【※1】

これまでの行政改革大綱の基本方針

- ◇ 第1次「**新生田原市の基礎づくり**」(H17-H21)
 <概要> 2度の合併、地方分権、国による「骨太の方針」等を踏まえ、効率的・効果的な行財政運営、持続的・安定的な市民サービスの提供を主旨とする。
- ◇ 第2次「**参加と協働、連携による改革**」(H22-H26)
 <概要> 「市民参加」を促し、「市民協働」の精神を育む行政サービス、「事業者連携」「市町村連携」を活用した行政サービスの提供を主旨とする。

社会動向等

- ▶ 人口減少・少子高齢化社会の進展 ▶ 財政規模の縮小・社会経済の不透明性
- ▶ 地方分権改革の推進と、「地域の自立」を目指す広域連携の必要性
- ▶ 多様化・複雑化・広域化する行政需要

加味する視点

- ▶ 財源の確保と限られた財源の適正配分 ▶ 地域の連携・協働の促進
- ▶ 将来を見据えた持続可能な行財政運営 ▶ 市民サービスの質・品格の向上
- ▶ 田原市の特長を活かす行財政運営 ▶ 住み良さを支える行財政運営
- ▶ 職員のモチベーション向上 ▶ 道路等の社会基盤整備の促進

基本方針

「共感と連携による 改革のステップアップ」

<主旨>

- ・市内外の連携による課題解決、市民サービスの再構築、質の向上
- ・「みんなが幸福を実現できるまち」に向けた基礎づくり
- ・継続した改革による効率的・効果的な行財政運営の維持と向上



《基本方針の考え方》

- ◆合併直後の第1次田原市行政改革大綱では、新市の土台づくりとして、市民サービスの平準化や行政運営の効率化・スリム化を重視して改革に取り組みました。
- ◆続く第2次田原市行政改革大綱では、多様な主体との協働や民間活力の導入による市民サービスの再構築を中心に改革に取り組みました。
- ◆第3次田原市行政改革大綱では、これまでの普遍的な方針を引き継ぎつつ、「**地域の自立**」に向けた土台づくりや**市内外の連携による行政運営**、市民の共感が得られるような**市民サービスの質の向上**にも視点を置いた課題解決に向け、改革を進めることとしました。

《取組姿勢》

- ◆基本方針に基づく改革を進めるにあたって、以下の観点に配慮し取り組みます。

①「共感」を得られる努力をする

⇒説明責任を果たし、市民との相互理解を図りながら取り組みます。

②「連携」について検討する

⇒民間委託や市民協働、他自治体との連携など、より効果の上がる手法を検討します。

③「地域の自立」を念頭に置く

⇒それぞれの取組が、「住み良さの向上」「人口減少対策」「社会基盤の整備」「地域コミュニティの活性化」など、地域の発展に不可欠な要素につながる手段の一つであることを認識します。

(2) 改革期間

- ◆一定期間の継続した取組で成果を上げるため、本大綱全体の改革期間を次のとおり設定します。
- ◆各改革項目については、アクションプランに記載の年次計画に基づき実行を図ります。

改革期間

平成27年度～平成31年度（5か年）

【※1】郷土の先覚者・渡辺華山先生の「有徳、独立、創意工夫」という教え（理念）は、田原市の過去から現在、そして未来につながる行政改革の普遍的な理念といえます。《渡辺華山筆 田原御三人様宛書簡より：天保9年（1838年）》

（原文）

田原ハ武ヲ構シ 徳ヲ敷キ
天地の間ニ独立致
掌大の地ヲ百世ニ存候様 御工夫第一也
何テモ徳ニ無之テハ危シ

（大意）

田原は文武両道を範とし、立派な人格の道をひろげ
世界の中で自治独立し
小さな土地であるが、永世に残すよう工夫することが第一である
何をするにも徳をもって行われなければ危うい

(3) 改革項目の体系

- ◆基本方針に基づいた改革を進めるため、個別の改革項目を体系別に整理します。
- ◆整理にあたっては、普遍的な課題である効率的・効果的な行財政運営、「自助・共助・公助」による市民サービスの提供を目指すため、第1次及び第2次行政改革大綱の改革の柱である、「**市役所内部の改革**」と「**市民サービスの再構築**」を継承します。
- ◆この改革の柱に沿って、現状における課題を全庁的に点検し、第3次行政改革大綱の改革項目（課題）を以下の考え方により設定しました。
 - ① 第2次行政改革大綱から、継続が必要な改革項目を継承する。
 - ② 改革期間（H27-H31）に集中して取り組むべき重要課題を改革項目とする。
 - ③ 改革の理念に基づき、社会動向や市民ニーズ等を考慮した新たな取組を導入する。
- ◆各改革項目には、現状・課題に対し、改革期間内における取組の方向性や期待される効果を記載した「アクションプラン（実行計画）」を設定し、進行管理を行います。
- ◆また、改革項目の体系とは別に、「広域連携による新たな行政改革の取組」について、別掲しています。

《アクションプラン（実行計画）》

◆◆ 市役所内部の改革 ◆◆

- ▶ 「A 事務の広域化」として、近隣自治体と共同で、効率的・効果的な事務処理を行います。
- ▶ 「B 事務の適正化」として、事務内容や目的に見合った体制を構築します。
- ▶ 「C 事務の質向上」として、効率化だけでなく、質の向上の視点で事務や体制を見直します。

区 分	改革項目
A 事務の広域化	広域連携による滞納整理事務（東三河広域連合）
	介護保険運営事業の広域化（東三河広域連合）
	広域連携による事務処理システムの導入
B 事務の適正化	社会福祉協議会の強化支援
	渥美半島観光ビューローの自立支援
	社会教育施設のあり方及び管理運営方式の見直し
C 事務の質向上	定員適正化計画の見直し・進行管理
	公共工事のコスト縮減
	公有資産台帳の充実
	地域と連携した道路・河川の整備・維持補修

◆◆ 市民サービスの再構築 ◆◆

- ▶ 「D 公共施設の機能適正化」として、市全体や個別の公共施設のあり方を検討します。
- ▶ 「E 次世代育成の環境向上」として、保育園、小・中学校等の再編や環境向上を図ります。
- ▶ 「F サービス体制の見直し」として、各種市民サービスのあり方や質の向上を図ります。
- ▶ 「G 受益者負担の見直し」として、受益者負担の原則に基づき、投資効果の公平化を図ります。

区 分	改革項目
D 公共施設の機能適正化	公共施設のあり方の検討
	市民館のあり方の検討
	火葬場等のあり方の検討
	資源化センターの統合
E 次世代育成の環境向上	小中学校の規模適正化
	保育園の適正化・民営化
F サービス体制の見直し	コミュニティ乗合交通の運行見直し
	農業公園の管理運営の検討
	窓口サービスの向上
	市民活動支援センター機能の向上
	イベント事業の適正化
	情報発信の強化
G 受益者負担の見直し	生涯読書の普及と読書環境の向上
	使用料・手数料の見直し
	ごみ有料化（減量化）
	汚水処理事業の再構築（農集排使用料の適正化）

別掲 ◇◇ 広域連携による新たな行政改革の取組 ◇◇

「東三河広域連合（仮称）の設立」

- ▶ 平成 27 年 4 月設立（予定）の「東三河広域連合（仮称）」は、東三河 8 市町村が共同で、それぞれの地域の個性を活かしつつ、将来にわたり発展できるよう一体的な地域づくりを行うことを目的としています。「共同処理事務」による効率化・経費節減だけでなく、共通課題の解決に向けた「広域連携事業」や国・県からの「権限移譲事務」も視野に、「成長する広域連合」を目指しています。

【広域連合】複数の都道府県や市町村が共同で、行政区域にとらわれず、広域的な地域づくりや行政サービスの提供などを行うために設置する特別地方公共団体のこと。

(1) 推進体制

《全庁一丸の取組》

- ◆職員一人ひとりが、市を取り巻く状況を理解し、危機意識と改革意識を持ち、全庁一丸となって改革を推進します。
- ◆市長を議長とする「田原市政策推進会議」を中心とした庁内の横断的な連携により、改革項目の確実な実行や進行管理を行います。

(2) 進行管理

《進捗状況の評価》

- ◆毎年度、各改革項目のアクションプラン（実行計画）に基づき、進捗状況进行评估します。
- ◆評価結果に基づき、確実な実行の推進を図ります。
- ◆外部意見を参考にして、取組効果の向上に努めます。

《評価項目》

- ◆各改革項目の評価にあたっては、アクションプランに対する達成度のほか、基本方針に基づいた次の取組姿勢についても、配慮の状況を確認します。

区 分	評価内容
達成度の評価	アクションプランの年次計画に対しどの程度進捗しているか
取組姿勢の確認	「共感」を得られるような取組内容となっているか
	「連携」の可能性について検討したか
	「地域の自立」につながる視点があるか

※取組姿勢はプロセスであるため、必ずしも全改革項目に当てはまる要素ではありません。

《計画の見直し》

- ◆改革期間内において、市政に大きな影響を及ぼす社会動向等の変化があった場合は、各改革項目の取組内容を個別に見直しながら進行管理を行います。

《改革効果の定量化》

- ◆全期間の改革効果については、期間終了後、定量化できる範囲で取りまとめます。

(3) 進捗状況の公表

- ◆第3次田原市行政改革大綱の進捗状況については、市の広報媒体等で積極的に公表します。

《アクションプラン一覧》

市役所内部の改革			
A 事務の広域化	1	広域連携による滞納整理事務（東三河広域連合）	16 頁
	2	介護保険運営事業の広域化（東三河広域連合）	17 頁
	3	広域連携による事務処理システムの導入	18 頁
B 事務の適正化	4	社会福祉協議会の強化支援	19 頁
	5	渥美半島観光ビューローの自立支援	20 頁
	6	社会教育施設のあり方及び管理運営方式の見直し	21 頁
C 事務の質向上	7	定員適正化計画の見直し・進行管理	22 頁
	8	公共工事のコスト縮減	23 頁
	9	公有資産台帳の充実	24 頁
	10	地域と連携した道路・河川の整備・維持補修	25 頁
市民サービスの再構築			
D 公共施設の機能適正化	11	公共施設のあり方の検討	26 頁
	12	市民館のあり方の検討	27 頁
	13	火葬場等のあり方の検討	28 頁
	14	資源化センターの統合	29 頁
E 次世代育成の環境向上	15	小中学校の規模適正化	30 頁
	16	保育園の適正化・民営化	31 頁
F サービス体制の見直し	17	コミュニティ乗合交通の運行見直し	32 頁
	18	農業公園の管理運営の検討	33 頁
	19	窓口サービスの向上	34 頁
	20	市民活動支援センター機能の向上	35 頁
	21	イベント事業の適正化	36 頁
	22	情報発信の強化	37 頁
	23	生涯読書の普及と読書環境の向上	38 頁
G 受益者負担の見直し	24	使用料・手数料の見直し	39 頁
	25	ごみ有料化（減量化）	40 頁
	26	汚水処理事業の再構築（農集排使用料の適正化）	41 頁

《別掲》

広域連携による新たな行政改革の取組	
東三河広域連合（仮称）の設立	42 頁

■行政改革アクションプラン

No.	1
-----	---

① 改革項目	広域連携による滞納整理事務（東三河広域連合）					担当課	収納推進課
② 現状	<p>○平成23年度に設立された愛知県地方税滞納整理機構に職員を派遣し、悪質・高額な滞納者を対象として市税の滞納整理業務等を実施している。</p> <p>本市滞納繰越分収納率 H25 22.0%、H24 23.9%、H23 25.5% (内機構移管分) H25 34.8%、H24 57.7%、H23 70.4% 機構実績(東三河) H25 35.6%、H24 71.3%、H23 84.9%</p>						
③ 課題	<p>○現在の滞納整理機構は任意組織のため、直接財産調査や滞納処分ができず、また、収納状況等についても、各市町村間との頻繁な連絡調整が必要となっている。</p> <p>○税収の確保、公平かつ適切な滞納整理を推進していく必要があり、独自執行権のある広域連合へ業務を移管し長期的展望に立った東三河全体の収納率向上を目指すことが急務となっている。</p>						
④ 方向性	<p>○広域連合への移管に向け、滞納整理事務についての詳細等を設立準備検討部会（税務部会）及びワーキンググループ等で協議・検討し準備を進める。</p> <p>○将来的には、市町村税及び税外債権の滞納繰越分の対応も視野に入れていく予定。</p>						
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31		
1 設立準備（システム構築、例規・様式等）	検討 協議 準備						
2 広域連合へ移管		実施 ●	→				
3							
4							
5							
⑥ 効果等	<p>○独自執行権により迅速な調査・処分等が可能。</p> <p>○東三河統一基準での滞納処分。</p> <p>○職員の専門知識の習得。</p> <p>○市町村間での頻繁な連絡調整が不要となり、人的・経費の軽減が期待できる。</p>						

■行政改革アクションプラン

No.	2
-----	---

① 改革項目	介護保険運営事業の広域化（東三河広域連合）		担当課	高齢福祉課		
② 現状	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険は、各市町村が保険者となり運営している。 ○介護給付費は増加（保険料や財政負担の増加）の一途をたどっている。 ○介護リスクの高いひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加している。 ○市町村への権限移譲が進んでいる。 ○情報や行動範囲が広域化し、近隣市町村との比較が容易になっている。 					
③ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービスの拡充が保険料に直結する財政規模である。 ○介護給付費急増に対応する財政基盤がない。（3年サイクルで運営） ○職員数や人事異動により、専門性を有した職員の確保が困難である。 ○保険料や介護サービスなど近隣市との格差で不公平感が生じることがある。 					
④ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度の保険者統合に向けて準備を進める。 ○将来に向けて安定した運営とそれを支える財政基盤の強化を図る。 ○事務の共同処理により必要経費の抑制を図る。 ○権限移譲や制度改正に対応可能な体制を構築する。 ○介護サービスの広域利用や保険料統一など、近隣との一体的な運営を図る。 					
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	
1 関係市町村との検討（業務実施方法）	開始に向けた準備 ●→		実施 ●→	
2 市民に対する周知	説明会等 ●→				
3 統合後の介護保険計画の策定		骨子作成	計画策定 保険料決定	実施 ●→	
4 関係機関（医師会等）との協議	説明会等 ●→				
5 介護保険システムの検討	仕様検討	システム開発	システム導入、試行	実施 ●→	
⑥ 効果等	<ul style="list-style-type: none"> ○保険基盤の安定化による介護サービス水準の確保。 ○介護サービスの選択肢の拡大。 ○東三河全域を対象とした効果的な介護施設の配置。 ○介護給付費適正化や事業所指導等の専門性の向上。 ○経費の縮減。 					

■行政改革アクションプラン

No.	3
-----	---

① 改革項目	広域連携による事務処理システムの導入	担当課	総務課			
② 現状	<p>○基幹系システムの運用状況は、田原市単独で各担当課が個別にシステムを導入し、運用している。</p> <p>○東三河地区調整グループ（6団体）で内部情報システムの共同利用を行っている。</p>					
③ 課題	<p>○共同利用する団体間の仕様の調整。</p> <p>○導入するシステムに合わせた業務の見直しが必要。</p> <p>○共同利用するシステム範囲の拡大。</p>					
④ 方向性	<p>○東三河6団体（田原市、豊川市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村）による内部情報システムの共同利用を目指す。</p> <p>○基幹系システムの更新に合わせて共同利用を検討する。</p>					
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	
1	グループウェアの共同利用実施	→●————→				
2	財務会計・人事給与・庶務事務・文書管理・電子決裁の共同利用実施	……→●————→				
3	基幹系システムの検討	……→				
4	基幹系システムの移行実施	●————→				
5	次期基幹系システムの運用実施	●————→				
⑥ 効果等	<p>○単独で導入するよりも割り勘効果により経費削減が期待できる。</p> <p>○近隣団体との共同調達によって職員コミュニティが構築され、業務効率化が期待できる。</p>					

■行政改革アクションプラン

No.	4
-----	---

① 改革項目	社会福祉協議会の強化支援		担当課	地域福祉課	
② 現状	<p>○組織強化を図るための「基盤強化計画」を策定。 ○市からの委託事業を積極的に受託し、公的財源確保に努めている。 ○自主財源確保のために、障害福祉サービスを開始。 ○市からの職員派遣人員を減らしている（平成24年度5人派遣 ⇒ 平成26年度4人派遣）。</p>				
③ 課題	<p>○正規職員の計画的採用と人材育成に必要な財源の確保。 ○地域福祉活動の担い手として、本市独自の地域性を活かしたサービスの展開。</p>				
④ 方向性	<p>○社会福祉協議会は市の施策を推進するために重要な機関であり、密接な関連のある団体である。社協が計画的に人材を雇用・育成し、社協職員による組織運営が行えるように人的支援を継続する。 ○自主財源、市委託事業の受託等公的財源の確保に努めてもらうことを前提とし、今後、社協の担う事業を見ながら、財政的支援を継続する。</p>				
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31
1	派遣職員数の検討・協議 (基盤強化計画の目標値)	2人	2人	1人	
2	組織強化支援 (財源・人材の確保)				
3	基盤強化計画の実行支援	現基盤強化 計画の展開		見直し	新基盤強化 計画の展開
4					
5					
⑥ 効果等	<p>○地域福祉を推進する中核的な団体として、多様化する様々な福祉ニーズに応じた取組を安定的に提供する事により、誰もが、いつまでも地域で安心して生活できる。</p>				

■行政改革アクションプラン

No.	5
-----	---

① 改革項目	渥美半島観光ビューローの自立支援		担当課	商工観光課		
② 現状	<p>○渥美半島観光ビューローは、民間組織として、平成23年6月30日設立。 ○会員数は正会員188・賛助会員11 計199（平成25年度末現在）。 ○会長は田原市長が兼務し、事務局職員は平成25年度末時点で参事・事務局長各1名と事務員4名、観光情報サービスセンター2名、菜の花畑圃場管理3名（平成26年度より専従の市職員1名を引き上げ）。 ○平成25年度決算額59,868千円のうち、市補助金は50,000千円。</p>					
③ 課題	<p>○会員企業からの出向及び臨時職員で事務局を構成しており、組織に根付いた職員がない。また単年度ごとに事業計画を立案するため組織運営の継続性が乏しい。 ○直営イベントは、部会制により事務局と会員が協働で実施しているが、ボランティア的に従事している会員からは、負担増加が問題視されている。 ○自主財源の確保を図るため、会員数の増加を図るとともに収益事業等の検討が必要。</p>					
④ 方向性	<p>○事業推進本部において、事業継続性のある組織及び事務局体制を検討し、整備する。 ○市観光基本計画との整合を図るとともに、会員の意向等を把握し、中期事業計画の立案を行う。 ○直営イベントについては、アウトソーシングも含め実施方法の見直しを行う。 ○自主財源確保に向け、収益事業等の検討を行う。</p>					
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	
1	組織及び事務局体制の検討・整備	検討協議	実施			
2	中期事業計画の立案	検討協議策定	実施	→		検討協議
3	直営イベントの実施方法の見直し	検討協議	実施			
4	収益事業等の検討	検討協議	→	継続実施	→	
5						
⑥ 効果等	<p>○中期事業計画を立案するとともに組織体制を見直すことで、組織の方向性を共有し、事業の継続性を高めるとともに、民間の利点を活かしたスピーディな意思決定による組織運営を実現する。 ○直営イベントの見直しにより、会員の負担が軽減される。 ○自主財源の確保により、新規事業の取組や、大胆な事業展開、また既存事業のグレードアップが見込まれる。</p>					

■行政改革アクションプラン

No.	6
-----	---

① 改革項目	社会教育施設のあり方及び管理運営方法の見直し	担当課	文化生涯学習課 スポーツ課		
② 現状	<p>○現在、田原市の公共施設については、田原市公共施設あり方に関する庁内検討会議を設置し、公共施設の再編方針及び活用方針について検討されている。</p> <p><文化生涯学習課>池ノ原会館・江比間野外活動センター・田原文化会館・赤羽根文化会館・渥美文化会館・田原市博物館・田原市民俗資料館・渥美郷土資料館・皿焼古窯館・吉胡貝塚資料館</p> <p><スポーツ課>田原文化会館・赤羽根文化会館・田原総合体育館・渥美運動公園・中央公園・緑が浜運動公園・滝頭公園・白谷海浜公園・赤羽根文化広場</p>				
③ 課題	<p>○複合施設における指定管理者制度の検討や文化生涯学習計画・スポーツ振興計画を策定するためにも、早急に施設の再生方針や活用方針が決定される必要がある。</p>				
④ 方向性	<p>○公共施設適正化の検討結果を踏まえ、文化・スポーツの活性化を進め施設利用の促進を図り、施設のあり方及び管理運営方法を検討する。</p>				
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31
1	<p>公共施設適正化の検討結果を踏まえ、施設のあり方及び管理運営方法を検討する。</p> <p>●-----●-----●-----●-----●-----></p> <p>検討 検討 協議 準備 実施</p>				
2					
3					
4					
5					
⑥ 効果等	<p>○効率的に社会教育施設を管理できる。</p>				

■行政改革アクションプラン

No.	7
-----	---

① 改革項目	定員適正化計画の見直し・進行管理	担当課	人事課		
② 現状	<p>○本市の定員適正化計画の目標値の設定は、平成27年4月時点で657人となっている。</p> <p>○定員適正化計画の進捗状況は、概ね順調に推移している。</p>				
③ 課題	<p>○新たな定員適正化計画を策定する必要がある。</p> <p>○策定した計画の進行管理を行っていく必要がある。</p> <p>○職員の業務に対する意欲と能力の向上を図る必要がある。</p>				
④ 方向性	<p>○平成26年度中に新たな定員適正化計画を策定する（計画期間：5ヵ年）。</p> <p>○定員適正化計画策定上の基本的な考え方を整理する。（職員定数は行政、消防、保育といった職種毎に検討）</p> <p>○新たに策定した計画の進行管理と必要に応じた改訂を行う。</p> <p>○社会状況の変化に対応し、高い意欲と資質を持った、市民の期待に応える職員を育成する。（人材育成基本方針の改訂に反映）</p>				
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31
1	定員適正化計画の策定（改訂）	H26年度策定予定			
2	定員適正化計画の進行管理	進行管理			
3					
4					
5					
⑥ 効果等	<p>○最小の経費（適正な職員数）で最大の効果（満足度の高い行政サービスを提供）。</p> <p>○人材育成による市役所機能の強化（行政機能の充実・強化）。</p>				

■行政改革アクションプラン

No.	8
-----	---

① 改革項目	公共工事のコスト縮減		担当課	契約検査課 各所管課		
② 現状	<p>○計画期間は平成23年度から平成27年度の5か年間。 ○事業の計画から維持管理までの「総合的なコスト構造改善」を推進。 ○コスト縮減チェックシートの施策は、算出が容易な旧来項目のみ。 ○担当課が工事毎にコスト縮減チェックシートによりコスト縮減額、取組項目件数を算定。</p>					
③ 課題	<p>○コスト縮減と品質確保の両面を重視する取組への転換を図る必要がある。 ○チェックシートの具体的施策は、既に標準化されたものであり、算出の意義に疑問の意見がある。</p>					
④ 方向性	<p>○計画期間の残期間については同じ取組を継続し、5か年間の総括を行う。 ○計画期間終了後、新たな縮減項目や簡便な算出方法を検討し、確立できない場合は、件数のみの確認方式又は廃止を検討する。</p>					
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	
1	総合的なコスト構造改善の推進 ● 実施 →					
2	新たな縮減項目や簡便な算出方法の確立 ● 検討・策定 →					
3		● 実施 →				
4						
5						
⑥ 効果等	○職員の意識向上により、事業のコスト縮減と品質確保が期待できる。					

■行政改革アクションプラン

No.	9
-----	---

① 改革項目	公有資産台帳の充実	担当課	財政課		
② 現状	<p>○平成20年度決算時点で固定資産台帳を整備し、その後の新規取得・除売却・減価償却を反映して最新の資産状況が把握できるように更新を行っている。</p> <p>○固定資産台帳とは別に、市財務規則に定める様式により公有財産台帳を整備し、更新している。</p>				
③ 課題	<p>○現在の公有財産台帳は、地図や所在地番からの検索ができないため、市民からの問い合わせや市役所内部業務での確認に時間がかかっている。</p> <p>○固定資産台帳と公有財産台帳をそれぞれ更新していく必要があり、非効率となっている。</p>				
④ 方向性	<p>○既存の固定資産台帳に新規追加項目を加える等、今後の公会計制度、公共施設等総合管理計画へ対応する。</p> <p>○固定資産台帳に登載された土地について、GISシステムと連携させる等、検索性を向上させる。</p>				
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31
1	台帳管理手法の決定 ●→				
2	管理データの整備 ●→				
3	整備済台帳の更新		●→		
4					
5					
⑥ 効果等	<p>○台帳管理の効率化、検索性の向上により、財産管理の適正化が図られる。</p>				

■行政改革アクションプラン

No.	10
-----	----

① 改革項目	地域と連携した道路・河川の整備・維持補修	担当課	土木課 維持管理課			
② 現状	<p>○幹線道路や準用河川の改修を含む土木事業は、各校区からの要望に市の考えを取り入れ、優先順位の高いものから整備を行っている。</p> <p>○道路・河川等の安全を確保するため適切な維持管理を行っている（経年による道路・河川等の老朽化の維持修繕）。</p>					
③ 課題	<p>○市としての整備計画を持っておらず、その時の状況により判断しているため、事業のより効率的、効果的な実施の面から事務の適正化が必要。</p> <p>○安全で快適な道路環境と河川等の適切な維持管理。</p> <p>○適正かつ効率的な工事等の施工及び維持管理。</p>					
④ 方向性	<p>○幹線道路や準用河川の整備について、市民の生活の安全と利便性の確保から、事業効果、事業の難易度等を考慮し、市としての整備方針、整備計画を示す。また、広域幹線道路についても同様の計画を作成する。</p> <p>○道路・河川等のパトロールを行い、危険箇所の早期発見・環境美化の推進及び安全管理に努める。</p>					
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	
1	田原市道路整備計画及び田原市河川・水路整備計画の策定<土木課>	H26検討 H26策定 実施 ●	→			
2	道路・河川等のパトロール（危険箇所の早期発見・環境美化の推進）<維持管理課>	実施 ●	→			
3						
4						
5						
⑥ 効果等	<p>○道路・河川等の整備の透明性、効率性の向上が期待される。</p> <p>○道路・河川等の安全の確保が図られる。</p>					

■行政改革アクションプラン

No.	11
-----	----

① 改革項目	公共施設のあり方の検討		担当課	経営企画課		
② 現状	<p>○平成23年3月『市有財産のあり方及び利活用に関する基本方針』を策定。 ○平成26年2月『田原市公共施設白書』を公表。 ○平成26年5月『田原市公共施設のあり方に関する報告書』の答申を受けた。 ○市が保有する366施設全てを維持・更新するには、今後50年間で約2,000億円の費用が必要であり、財政的にも困難なことが判明している。</p>					
③ 課題	<p>○『田原市公共施設のあり方に関する報告書』により、まちづくりの視点から公共サービスの最適化、施設保有総量の圧縮等を進めることが必要。</p>					
④ 方向性	<p>○平成26年度中に策定する『田原市公共施設適正化計画』に基づいて、施設所管課が『公共施設適正化実施計画』を策定した上で、行財政運営、公共サービスの最適化、維持管理の効率化等進行管理を行う。</p>					
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	
1	田原市公共施設適正化計画に基づく進行管理（経営企画課） H26年度策定実施 ●	→				
2	公共施設適正化実施計画に基づく進行管理（所管課、経営企画課） H27年度策定実施 ●	→				
3						
4						
5						
⑥ 効果等	<p>○効率的な公共サービスの提供、施設総量の圧縮等を行うことにより、維持・更新費用の削減及び平準化、施設の長寿命化、市民サービスの向上が図られる。</p>					

■行政改革アクションプラン

No.	12
-----	----

① 改革項目	市民館のあり方の検討	担当課	文化生涯学習課		
② 現状	<ul style="list-style-type: none"> ○各小学校区に1市民館設置。 ○館長は校区会長を任命、主事は市の嘱託員として採用。 ○生涯学習(学び)の拠点、コミュニティの拠点機能を有する施設。 ○地域における行政サービスの拠点機能を有する施設。 ○コミュニティに指定管理者制度により委託し運営。 ○市民館活動費は「協働助成金」「地域づくり活動推進交付金」から支出。 				
③ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○市民館長と校区会長の関係について整理が必要。 ○市民館の機能について他課と調整し、整備基準等を検討していくことが必要。 ○社会教育施設として設置しているため、運用に制限がある。 				
④ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習の拠点、コミュニティの拠点、防災の拠点、福祉の拠点としての機能充実をはかるための整備基準を検討(従来のものを改訂)。 				
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31
1	関係各部署との検討	検討実施 ●	→		
2	校区会長へのヒアリング及び協議	協議実施 ●	→		
3	整備基準の策定		策定 ●	→ 改訂	
4					
5					
⑥ 効果等	<ul style="list-style-type: none"> ○市民が利用しやすい施設、様々な機能をもった施設としての活用が期待される。 				

■行政改革アクションプラン

No.	13
-----	----

① 改革項目	火葬場等のあり方の検討		担当課	環境政策課		
② 現状	<p>○田原斎場が昭和57年、渥美斎場が昭和56年の建設であり、30年以上が経過し、施設及び火葬炉設備の老朽化が進んでいる。(耐用年数25年)</p> <p>○両斎場とも、利用者のプライバシー確保ができない建物構造である。</p>					
③ 課題	<p>○最新の火葬炉は公害防止設備が大きいので、現在の施設内に納まらず、大規模工事が必要となる。</p> <p>○新たな場所に建設する場合は、場所の選定・地元調整に時間がかかる。</p> <p>○利用者の利便性や、工事費・維持管理費等を総合的に判断する必要がある。</p> <p>○葬祭場や霊柩車等、民間事業者で実施可能な業務の見直しが必要である。</p>					
④ 方向性	<p>○斎場建設検討委員会を設置し、現在の施設の改修、施設の集約化、新たな場所に建設等を多角的に検討して、平成26年度中に今後の方向性を決定する。</p> <p>○新斎場の供用開始に合わせ、運営方法(直営・指定管理・PFI)、使用料、葬祭場、霊柩車等の管理運営方法を検討していく。</p>					
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	
1 規模・運営方式・サービスの検討	検討 ●	----->				
2 造成・建築工事				実施 ●	----->	
3						
4						
5						
⑥ 効果等	<p>○火葬炉設備の更新により、火葬時間の短縮が図れる。</p> <p>○プライバシー確保が可能な施設配置ができるので、住民サービスの向上が図れる。</p> <p>○運営方式やサービスの見直しにより、市財政負担の軽減が図れる。</p>					

■行政改革アクションプラン

No.	14
-----	----

① 改革項目	資源化センターの統合		担当課	清掃管理課		
② 現状	<p>○平成6年度から稼働している東部資源化センターは、破碎処理施設や選別処理施設を有しているが、処理機械が老朽化し、更新時期となっている。</p> <p>○平成6年度から稼働している赤羽根環境センターは、剪定枝等のチップ化処理を行なっている。</p> <p>○渥美資源化センターは、焼却施設を撤去して粗大ごみや資源物のストックヤードとなっている。</p>					
③ 課題	○旧町ごとに設置されているごみ処理の資源化センターについて、事業運営の効率化を目指し、施設の統合を検討する必要がある。					
④ 方向性	○資源化センター統合基本構想を策定（平成26年度策定）し検討する。					
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	
1	資源化センター統合検討	検討協議 ●	----->			
2						
3						
4						
5						
⑥ 効果等	<p>○統合による維持管理経費の削減効果が見込まれる。</p> <p>○有料化されたごみと無料（資源化）のごみを区分した受け入れ態勢ができることにより、利用しやすい施設運営が出来る。</p>					

■行政改革アクションプラン

No.	15
-----	----

① 改革項目	小中学校の規模適正化		担当課	教育総務課 教育企画室		
② 現状	<p>○平成25年4月「防災・少子化に伴う小中学校の再編基本方針」を決定。 ○全校児童数が120人未満の小規模小学校は10校(六連小、大草小、田原南部小、高松小、若戸小、和地小、堀切小、伊良湖小、亀山小、清田小)。 ○全校生徒数が120人未満の小規模中学校は3校(野田中、伊良湖岬中、泉中)。 ○和地小・堀切小・伊良湖小が統合し平成27年4月「伊良湖岬小学校」開校。 ○野田中が平成28年4月に田原中へ統合。 ○六連校区・泉校区・若戸校区・高松校区で「学校を考える会」発足。</p>					
③ 課題	<p>○伊良湖岬中学校の移転先の決定。 ○渥美8校区の中学校再編に関する協議結果への対応。 ○六連校区の動向への対応。 ○各校区の地域性による学校再編に関する考え方に温度差への対応。 ○市全体の学校配置計画の策定。</p>					
④ 方向性	<p>○防災・少子化に伴う小中学校の再編について、対象地域からの意見を十分に尊重し小中学校の再編をすすめていく。 ○地域の意見等踏まえ、地域の合意を前提として次の区分により対応をすすめていく。 <緊急地域> 堀切小・伊良湖小・和地小・伊良湖岬中 <先行地域> 六連小・野田中 <検討地域> 大草小・田原南部小・高松小・若戸小・亀山小・清田小・泉中 ○平成26年中に、市全体の学校配置計画を策定する。</p>					
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	
1	和地小・堀切小・伊良湖小が統合しH27.4「伊良湖岬小学校」開校	4月 開校				
2	新設の「伊良湖岬小学校」を岬中跡地に建設(H32年度に移転)	実施 ●	→			
3	野田中がH28.4に田原中へ統合	準備・調整 ●	4月 統合			
4	伊良湖岬中はH30.4に他校へ統合、統合先はH27年度末までに決定	統合先決定 ● 準備・調整 ●	→			
5						
⑥ 効果等	<p>○学校移転により地震津波被害へ対処し、教育環境の安全を確保する。 ○適正な学校規模を確保し、小規模校の適正化を図り、より良い教育環境が整備できる。</p>					

① 改革項目	保育園適正化・民営化		担当課	子育て支援課	
② 現状	<p>○田原市保育所運営実施計画（平成22年3月）に基づき、保育園の適正化（小規模園の解消）と、民営化を推進しているが、現在、小規模園は8園（六連・南部・中部・大草・山北・高松・若戸・清田）、民営化実施園は1園（漆田）となっている。</p> <p>※小規模園は3歳以上児が50人未満の保育園</p> <p>※平成27年4月に稲場保育園が開園することにより小規模園である南部保育園が解消される。</p>				
③ 課題	<p>○適正化は、対象園や統合先の園の建て替え時期との調整を図る必要がある。</p> <p>○適正配置に対する保護者等の理解を得る。</p> <p>○本年4月に民営化した漆田保育園の検証と、子ども子育て支援新制度をふまえて、実施計画で定める4基準の見直しの検討。</p> <p>※民営化の4基準 ①継続して100人以上の入所児童数を確保することができる。</p> <p>②交通の便が良く、広いエリアから園児を集めることができる。</p> <p>③施設、設備整備後の年数があまり経過していない。</p> <p>④複数の保育所が設置されている地域にある（公立か私立を選択できる）。</p>				
④ 方向性	<p>○子ども・子育て支援新制度の本格実施をふまえて、総合的な適正化・民営化のあり方についての検討。</p> <p>○教育部局と連携し、保護者等の理解が得られた園から適正化を進める。</p> <p>○保育園統合は既存の園舎用地を第一とする。</p> <p>○廃止後の園の利活用について、ファシリティマネジメントの考え方に基づいて方策を検討する。</p>				
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31
1 適正化・関係機関との協議	●----->				
2 適正化・準備		●----->	施設改修等	実施	
3 民営化・対象園の検討	●----->				
4 民営化・関係機関との協議	●----->				
5 民営化・実施			●----->	民営化準備	実施
⑥ 効果等	<p>○適正化により、子ども達の成長にとって適正な集団規模を確保できる。</p> <p>○民営化による保育サービスの充実と市財政負担の軽減。</p>				

■行政改革アクションプラン

No.	17
-----	----

① 改革項目	コミュニティ乗合交通の運行見直し		担当課	経営企画課		
② 現状	<p>○路線バス運行廃止地域を中心に、地域内・市街地等への移動手段の確保を目的として、平成14年にぐるりんバスの運行を開始（H25d実績：8路線／18万7千人）。</p> <p>○運行条件（1便当たり5人以上の利用）を満たさない路線があるため、運用の適正化が必要となっている。</p> <p>○交通政策基本法（H25.12施行）、地域公共交通活性化・再生法（H26.5改正）において、まちづくりを実現する手段として、路線バスとコミュニティバスの関係の適正化が求められたことなどから、「第2次田原市地域公共交通戦略計画」（H26.6改訂）を策定。</p>					
③ 課題	<p>○三市街地を中心に都市サービスを充実させ、そこへのアクセスを確保することで市全体のまちづくりを効果的に進める必要がある。</p> <p>○第2次戦略計画方針に基づいた鉄道、路線バス、コミュニティ乗合交通（ぐるりんバス、地域乗合タクシー）など市内公共交通ネットワークの再構築・最適化が必要。</p>					
④ 方向性	<p>○市内公共交通の役割分担・連携の明確化を図る。</p> <p>○コミュニティ乗合交通（ぐるりんバス、地域乗合タクシー）の運行見直し（ルート・ダイヤ・運賃設定等）は、地域コミュニティと市など関係者との協働により取り組み、地域ニーズに応じた移動手段を確保する。</p>					
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	
1	協議準備 試行実施	運行確認 (継続・廃止等)	運行確認 (継続・廃止等)	運行確認 (継続・廃止等)	運行確認 (継続・廃止等)	
2						
3						
4						
5						
⑥ 効果等	<p>○地域にとって真に必要な移動手段を確保できるようになるとともに、運行基準未満の場合廃線となるなど責任も持つこととなり、地域が主体となった乗合交通の運行体制が構築される。</p>					

■行政改革アクションプラン

No.	18
-----	----

① 改革項目	農業公園の管理運営の検討		担当課	農業公園管理事務所		
② 現状	<p>○市直営で公園全体の管理運営を行い、営業部門についてはJA愛知みなみが運営している。</p> <p>○年間約48万人の来園者が訪れる施設である。</p>					
③ 課題	○指定管理制度の導入を含め、より良い管理運営のあり方を検討する必要がある。					
④ 方向性	<p>○平成25年度産業振興部内での検討を基に、管理運営のあり方について、野田校区、JA愛知みなみと協議する。また、サンテパークたはら運営協議会でも協議する。結果を踏まえ、市としての方向性を出す。</p> <p>○平成26年度公園自体の目指すべき方向性も検討する。</p>					
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	
1 指定管理制度の導入が決定した場合は、指定管理者の選定	検討準備					
2 指定管理の実施		実施				
3						
4						
5						
⑥ 効果等	<p>○職員人件費の削減を図ることができる。</p> <p>○民間のノウハウを業務に活用できる。</p>					

■行政改革アクションプラン

No.	19
-----	----

① 改革項目	窓口サービスの向上	担当課	市民課			
② 現状	<p>○平成21年4月から「毎週土曜日時間外窓口開設（午前8時30分～午後0時30分）」及び「住民票・印鑑証明書のみ電話予約による時間外交付」の実施。</p> <p>○正職員を削減しながら、窓口サービスを低下させないために嘱託員や臨時職員で対応。</p>					
③ 課題	<p>○繁忙期や閑散期に合わせた適切な人数配置が困難。</p> <p>○職員の人事異動・業務習得に伴う一時的なサービス熟度の低下。</p>					
④ 方向性	<p>○職員数削減への対応及び窓口サービスの安定化の手段として民間活用が有効であるため、民間委託が可能な市民課業務については積極的に推進する。</p>					
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	
1	民間委託の検討・実施	● 検討	----->	● 実施	----->	
2						
3						
4						
5						
⑥ 効果等	<p>○民間委託の導入により人件費の削減につながる。</p> <p>○質の高いサービスを安定的に供給できる。</p>					

■行政改革アクションプラン

No.	20
-----	----

① 改革項目	市民活動支援センター機能の向上		担当課	市民協働課	
② 現状	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動支援センターを田原文化会館内に設置し、市直営にて運営。 ○スタッフ（嘱託員）を1名雇用し、市職員1名の2名体制で運営。 ○毎週火・金・土曜日の14時～19時に開設。 				
③ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○効果的・効率的な運営方式（開設場所、職員体制、開設日時）の検討。 ○ボランティアセンター（社会福祉協議会）との連携。 ○市民活動団体等の活動を促進する効果的な情報提供、支援等の実施。 				
④ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○支援センターの役割及び機能の発揮について妥当性を評価する。 ○評価結果により、拡大・維持・休止・廃止等を検討する。 				
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31
1	市民活動支援センターの運営方式の見直し	検討協議 ●	→	実施 ●	→
2					
3					
4					
5					
⑥ 効果等	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動支援センターの運営体制等の見直しが図られる。 ○運営の負担軽減等が期待される。 ○情報発信の充実、市民活動団体との連携など支援体制の整備。 				

■行政改革アクションプラン

No.	21
-----	----

① 改革項目	イベント事業の適正化	担当課	政策推進課 各所管課			
② 現状	<p>○市や関連団体による主だったイベントを年間約30件開催している。</p> <p>○それぞれ事業目的や対象に応じた内容・体制で開催している。</p> <p>○うち、市が直接運営に関与しているイベントが13件。</p> <p>○所管課（団体等）が企画運営の中心となり、内容・規模に応じて地域、ボランティア、市職員の応援体制で運営。</p>					
③ 課題	<p>○長期に亘り同内容で開催しているイベントは、内容や効果の検証が必要。</p> <p>○時期や運営主体が重複し、地域等から負担集中の意見がある。</p> <p>○各種団体、実行委員会等との調整に多くの労力を投入している。</p>					
④ 方向性	<p>○各イベントについて、以下の項目について妥当性を評価する。 主旨・時期・会場・実施体制・内容・経費・効果・所期目的の達成度等</p> <p>○評価結果により、併催・統合・拡大・維持・休止・廃止等を検討する。</p>					
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	
1	イベント自己評価の方向性・指針等の作成	検討 作成				
2	指針による各イベントの見直し・検討	実施				
3						
4						
5						
⑥ 効果等	<p>○各イベントの開催内容・運営体制等の見直しが図られる。</p> <p>○併催や統合できるイベントは、相乗効果や運営の負担軽減等が期待される。</p>					

■行政改革アクションプラン

No.	22
-----	----

① 改革項目	情報発信の強化	担当課	広報秘書課 各所管課		
② 現状	<p>○市政情報の発信は、広報たはら、ホームページ、CATV、パブリシティなどさまざまな方法で実施している。</p> <p>○情報発信媒体の充実を図るために、平成23年にツイッター、平成24年にブログ（いずれも広報サポーターが発信）、平成25年にユーチューブを活用した動画配信を行っている。</p>				
③ 課題	<p>○情報ツールが多様化する中で、より多くの市民が関心を抱き、かつ、わかりやすい情報提供が必要である。</p> <p>○本市は優れた資源を有し、多くの取組を行っているが、計画的、効果的な情報発信体制が整えられていない。</p>				
④ 方向性	<p>○市民が必要な時に必要な情報を入手・発信できる体制を構築する。</p> <p>○シティセールス推進計画に基づく効果的・効率的な情報発信の手法を検討する。</p>				
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31
1	(仮称) 広報委員の能力向上(研修、手法検討)	● 継続実施	→	→	→
2	市ホームページの全面リニューアル(各課による情報発信)	● 準備	→ ● 実施	→	→
3					
4					
5					
⑥ 効果等	<p>○全ての市職員が「市政の広報マン」という意識を高め、計画的でタイムリーな市政情報の発信を行うことで、市民が必要な情報を得ることができる。</p> <p>○市の持つ魅力などを市内外に対し効果的に発信することにより、定住人口や交流人口の増加が期待できる。</p>				

① 改革項目	生涯読書の普及と読書環境の向上	担当課	図書館		
② 現状	<p>○学校図書館は人的配置、電算化等が進んでおらず、授業支援が不十分。 ○中央図書館周辺とその他の地域は読書や図書館利用に大きな格差がある。 ○障がい者、保育園児等の「図書館弱者」へのサービスが浸透していない。</p>				
③ 課題	<p>○生涯読書という視点から、振興策（戦略・マスタープラン）が必要（平成26年度、「生涯読書振興計画」を策定中）。 ○学校図書館においては、学校図書館支援センターの設置及び学校図書館と支援センターをつなぐ人と情報と物流のネットワークづくりが重要となる（平成26年度、学校図書館活用研究モデル校を2校指定し、専任の学校司書を配置）。</p>				
④ 方向性	<p>○学校図書館を学校における読書・学習・情報のセンターとして整備する。 ○渥美・赤羽根の両分館を地域における情報と交流の拠点として、他の教育文化施設とのネットワークや複合化による相乗効果を高める方向で整備する。 ○東三河レベルで教育文化施設・大学・書店等と連携し、地域文化資源のデジタル化への対応を含めた広い意味での読書環境の整備を進める。</p>				
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31
1	田原市生涯読書振興計画の策定（学校図書館支援センターの構想を含む） ●————→ 策定			●-----→ 4,5の成果を踏まえたローリング	
2	分館のリニューアル ●————→ 実施				
3	学校図書館の電算化と人的配置 ●-----→ 検討	●————→ 実施	————→		
4	読書環境の整備と地域文化資源のデジタル化に関する諸機関・団体との連携	●-----→ 協議			
5	学校図書館活用研究モデル校事業の実施 ●————→ 実施				
⑥ 効果等	<p>○住民の生涯学習の基盤となる読書が、地域や年代、障がいの有無等を問わず、住民全体に普及する環境が整う。 ○特に子供の学力の基礎でもある読書力と読書習慣の向上をもたらす。 ○これからのふるさと学習に欠かせない地域文化資源のデジタル化への具体的な筋道が明らかになる。 ○年に一度も本を読まない人の率（不読率）、図書館利用率（複数指標あり）。ただし前者については調査方法を検討する必要がある。</p>				

■行政改革アクションプラン

No.	24
-----	----

① 改革項目	使用料・手数料の見直し	担当課	財政課		
② 現状	<p>○本市の使用料・手数料は算定の基礎が明確でないものが多い。</p> <p>○第1次行革大綱のアクションプランで、社会教育施設の使用料について見直しを行った。(有料化、合併による料金格差の是正)</p> <p>○平成25年12月議会で、概ね平成27年度を目途に、受益者負担の割合設定という市としての統一的な基準を設け、それにもたれて改定を考える旨の答弁を行っている。</p> <p>○県内18市、東三河では田原市を除く4市が算定基準を策定している状況。</p>				
③ 課題	<p>○受益と負担に関する市の考え方が統一されていないため、市民に対し説明責任を果たすことが難しい。</p> <p>○市が提供するサービスのうち、受益者が限定されるものについては、コストの全部又は一部を使用料・手数料として受益者に負担を求める必要がある。</p>				
④ 方向性	○平成28年度中に、適正な受益者負担に関する本市の考え方をまとめる。				
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31
1	消費税率引き上げに伴う使用料・手数料の改定 ※消費税率引き上げが決定した場合 改正条例施行 10/1				
2	受益者負担割合算定基準【仮称】策定 検討協議				
3	基準に基づく使用料・手数料改定	条例改正周知期間	改正条例施行 4/1		
4					
5					
⑥ 効果等	○行政サービスを利用する際の受益者負担の公平性が向上する。				

■行政改革アクションプラン

No.	25
-----	----

① 改革項目	ごみ有料化（減量化）	担当課	清掃管理課		
② 現状	<p>○田原市のごみ処理については、「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの減量化や資源化に努め、3R（リサイクル・リユース・リデュース）活動の推進を図っている。</p> <p>○ごみの有料化は、「受益者負担の公平性の確保」や、経済的動機付けによる「ごみ減量化・資源化の推進」に対する有効な手段であり、現在田原市ごみ処理対策推進協議会を設置し、検討しているところである。</p>				
③ 課題	<p>○「受益者負担の公平性の確保」のための有料化に対し、市民の理解を得ること。</p> <p>○「ごみ減量化・資源化の推進」の有料化について、市民の意識改革が必要。</p> <p>○豊橋田原ごみ処理広域化計画により、生ごみの減容化の取組や利活用の検討する必要がある。</p> <p>○近隣市町村との導入時期の調整（豊橋は無料）。</p>				
④ 方向性	<p>○有料化スタートは「受益者負担の公平性の確保」を目的として小額のごみ処理手数料とする。</p> <p>○有料化と合わせて、ごみ減量目標を定め、ごみ減量・資源化対策を一層充実させる。</p> <p>○予め定めた減量目標に達成しない場合については、「ごみ減量化・資源化の推進」を目的としたごみ処理手数料として設定の基準を見直す。</p>				
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31
1	●-----● 条例制定 地元説明会	●----->	----->		
2					
3					
4					
5					
⑥ 効果等	<p>○ごみの有料化により、受益者負担の公平性の確保や、経済的動機付けによるごみ減量化・資源化が推進できる。</p> <p>○手数料収入を、ごみ減量化・資源化施策経費に充てることによる資源循環型社会構築の推進。</p>				

① 改革項目	汚水処理事業の再構築（農集排使用料の適正化）	担当課	下水道課			
② 現状	<ul style="list-style-type: none"> ○汚泥処理は、処理コストの増加及び還元農地不足等が顕在化し、処理不安がある。 ○し尿処理施設は、老朽化による適正なし尿処理への不安がある。 ○農業集落排水使用料は、汚泥処理の地元負担はあるが、維持管理経費の不足が顕著である。 					
③ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○汚泥処理は、将来にわたり安定した低コストでの処理方式の確立。 ○し尿処理施設は、ライフサイクルコストの最小化を目指した処理手法の確立。 ○農業集落排水使用料は、汚泥処理方式を変更し適正化を図る必要がある。 					
④ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○汚泥処理は、汚水処理から発生する全量を燃料化し、処理コストの削減を図る。 ○し尿処理施設は、既存施設を有効に活用しライフサイクルコストの最小化手法により再整備を図る。 ○農業集落排水使用料は、汚泥処理方式を変更し定額制から従量制に移行する。 					
⑤ 取組内容(年度)	H27	H28	H29	H30	H31	
1 汚泥処理	● 準備	● 実施				
2 し尿処理施設再整備	● 準備	● 実施				
3 農業集落排水使用料適正化	● 準備	● 実施				
4						
5						
⑥ 効果等	<ul style="list-style-type: none"> ○汚泥処理に係る処理コストの削減が可能。 ○汚水処理に係るライフサイクルコストの最小化が期待できる。 ○再生可能エネルギー等の資源循環社会への対応が期待できる。 					

広域連携による新たな行政改革の取組

東三河広域連合（仮称）の設立

(1) 経過

- ◆人口減少・少子高齢化の中で、今後は、単独の自治体では対応困難な課題が増加し、地域活力や行政サービス水準の維持が難しくなると予想されます。
- ◆東三河の市町村で構成する「東三河広域協議会」では、将来を見据え、新たな時代に対応できる持続可能な地域づくりのため、一体的に支え合える広域連携について検討してきました。
- ◆「広域連合」は、自治体それぞれの自立と特色を活かしつつ、複数事業を共同実施することができ、また、国や県から事務や権限の移譲を受けることができる唯一の広域連携体制です。
- ◆こうした経過から、東三河8市町村（田原市・豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村）は、平成26年4月、広域連合設立に合意しました。

(2) 取組内容

① 広域連携事業 ⇒東三河全体の新たな広域行政を展開（設立後に検討開始）

② 権限移譲事務 ⇒国県から権限の移譲を受け地方分権改革を推進（設立後に検討開始）

③ 共同処理事務 ⇒既存事務の共同処理による事務の効率化（当初は6事業を順次実施）

(3) スケジュール

区 分		H27	H28	H29	H30	H31
広域連携事業・権限移譲事務		検討開始				
共同処理事務	介護保険事業	準備			実施	
	滞納整理事務・航空写真撮影等	準備	実施			
	社会福祉法人の認同等・消費生活相談等 障害支援区分認定審査会	実施				

- ◆「広域連携事業」のイメージは、単独自治体では実施困難な事業や広域で取り組むことによって効果の上がる事業等となります。（例）観光振興、産業振興、環境・新エネルギー、防災

(4) 取組姿勢

- ◆田原市としては、行政改革の視点から、今後の共同処理事務にとどまらず、市域をまたいだ共通課題や地域活性化に寄与する広域連携事業などについて、広域連合へ提案していきます。
- ◆取組内容については、本大綱の進行管理にあわせて把握を行います。

(1) 策定体制

《田原市行政改革推進委員会》

(敬称略)

委員区分	委員氏名	役職等
会 長	戸田 敏行	愛知大学地域政策学部教授
職務代理者	鈴木 博	田原市地域コミュニティ連合会理事
委 員	伊藤 和夫	民間企業顧問
〃	加子 幸子	市民活動団体関係者
〃	北野谷一樹	田原市議会副議長
〃	杉浦 操	田原市更生保護女性会会長
〃	辻 安明	一般社団法人田原青年会議所理事長
〃	本田 則子	田原市行政相談委員
〃	松井 賢二	公認会計士
〃	山田 俊郎	田原臨海企業懇話会会長

《市役所》

区 分	所管課
事務局	政策推進課
部 会	経営企画課・総務課・財政課・人事課

(2) 策定経過

《田原市行政改革推進委員会・研究会の開催経過（平成26年）》

会議名	開催日	内 容
◆第1回行政改革推進委員会	5月22日	○市長からの諮問について ○委員の委嘱、会長の互選について ○第2次行政改革大綱の進捗状況について ○現状等の把握について ○第3次行政改革大綱の方向性について
◇第1回研究会	7月10日	○基本方針について ○抽出課題の検討について
◇第2回研究会	8月29日	○アクションプランの検討について ○第3次行政改革大綱の骨子について
◇第3回研究会	10月16日	○第3次行政改革大綱の原案について
◆第2回行政改革推進委員会	11月11日	○第3次行政改革大綱の原案について ○市長への答申について



第3次田原市行政改革大綱

～共感と連携による 改革のステップアップ～

平成 年 月